

CCUS職種コード		1 9 トンネル特殊工 - 0 1 トンネル工 (特殊作業員) 2 0 トンネル作業員 - 0 1 トンネル工 (普通作業員) 2 1 トンネル世話役 - 0 1 トンネル工 (世話役)
能力評価実施団体		(一社) 日本トンネル専門工事業協会
呼 称		トンネル技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録トンネル基幹技能者〔00006〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)〔91040〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が 3 年 (645日)
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)
	保有資格	●ずい道等の掘削等作業主任者〔40008〕又は ずい道等の覆工作業主任者〔40009〕 ●発破技士〔34003〕又は火薬類取扱保安責任者 (甲・乙種)〔34001,34002〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	2年 (430日)
	保有資格	●車両系建設機械 (機体重量 3 t 以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械) の運転技能講習〔40035〕 ●小型移動式クレーン (5 t 未満) の運転技能講習〔40031〕 ●玉掛け作業技能講習〔40040〕 ●高所作業車の運転技能講習〔40039〕 ●車両系建設機械 (解体用) の運転技能講習〔40036〕又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016,50017〕 ●特定粉じん作業特別教育〔50042〕 ●ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育〔50043〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。